

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・ 区画漁業の免許		漁業振興課
・ 公有水面埋立ての免許		漁港漁場課
・ 公有水面埋立ての竣功認可		港 湾 課
◎ 公 告		
・ 大規模小売店舗の新設の届出(2件)		経営支援課
・ 県営土地改良事業計画の決定		農村整備課
◎ 交通局公告		
・ 落札者等		総 務 課

告 示

長崎県告示第26号

令和4年1月17日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和4年1月18日

長崎県知事 中村 法道

1 五島海区漁場計画の公示の際の公示番号	長崎県告示第693号
2 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
3 漁業権に関する事項	
(1) 免許番号	別表のとおり
(2) 漁場の位置	別表のとおり
(3) 漁場の区域	別表のとおり
(4) 漁業種類及び漁業の名称	別表のとおり
(5) 漁業時期	別表のとおり
(6) 存続期間	別表のとおり
(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
(8) 関係地区	別表のとおり
(9) 条件	別表のとおり

免許 番号	漁業権者		漁場の位置			区域		漁場の基		区域		漁業種類 及び漁業 の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条 件
	住所	氏名 又は名称	長崎県 南松浦郡 新上五島 町	新上五島 町	宿ノ浦郷 加勢ノ浦 地先	次の1、イ、 ロ、ハの各点 を順次結んで1 に至る各直線 によって囲まれ た区域	イ ロ ハ	1 2	南松浦郡新上五島町 宿ノ浦郷宝崎小島東 海岸標識	同郡同町同郷宝崎鼻 東端標識	1から40度 155メートルの ところ 2から40度 205メートルの ところ 2から40度 50メートルの ところ						
五区 第1119 号	長崎県南 松浦郡 新上五島 町若松郷 136番地 34	若松町中 央漁業協 同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島 町	新上五島 町	宿ノ浦郷 加勢ノ浦 地先	次の1、イ、 ロ、ハの各点 を順次結んで1 に至る各直線 によって囲まれ た区域	イ ロ ハ	1 2	南松浦郡新上五島町 宿ノ浦郷宝崎小島東 海岸標識	同郡同町同郷宝崎鼻 東端標識	1から40度 155メートルの ところ 2から40度 205メートルの ところ 2から40度 50メートルの ところ	第1種く ろまぐろ 小割式養 殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 1月17日 から令和 5年8月 31日まで	団体漁 業権	南松浦 郡新上五 島町荒川 郷西神ノ 浦郷宿ノ 浦郷桐古 郷(佐尾 を除く) 若松郷 (神土浦 を除く)	1. 漁業権 者は、外国 漁船により 漁獲された くろまぐろ を養殖用種 苗とし、ない ことを誓約 する書面を 当該漁業を 営む者に提 出させ、こ れに反した 場合は、そ の者の行 使を停止さ せなければならない。 2. 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖 の用に供す る生簀は、 天然種苗分 については 、直径25 メートルの 円形生簀8 台の規模を 超えてはな らない。ま た、免許番 号の異なる 別の区画漁 業権漁場か ら当該区画 漁業権漁場

に移動させられた種苗(以下、移送分とする。)については、直径25センチメートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗の生簀が3,928平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,473平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは、支えない。3.当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たり天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、1,000尾を超えてはな

らない。
4. 人工種
苗を活込ん
ではない。た
だし、天然種
苗が、確保が
できず、経営
にかつ、経営
に支障が出
る等のやむ
を得ない理
由があり、つ
生簀によつ
て天然種苗
と明確に区
別できると
判断され、
知事が認め
た場合はこ
の限りでは
ない。限り
ではない。

免許 番号	漁業者		漁場の 位置	漁場の 区域		漁場の 基 点		漁業種 類 及び の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条 件
	住所	氏名 又は名称		区 域	基 点	区 域	点						
五区 第1508 号	長崎県南 松浦郡 新上五島 町若松郷 136番地 34	若松町中 央漁業協 同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 蔵小島西 側 地先	次のイ、ロ、 ハ、二の各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 荒川郷蔵小島北西端 標識 2 同郡同町同郷蔵小島 南西端西側標識	イ ロ ハ 二	1から295度 210メートルのところ 1から295度 455メートルのところ 2から285度 445メートルのところ 2から285度 200メートルのところ	第1種く ろまぐろ 小割式養 殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 1月17日 から令和 5年8月 31日まで	団体漁 業権	南松浦 郡新上五 島町荒川郷ノ 西神ノ浦郷ノ 宿郷桐古里郷 (佐尾を 除く)若松郷 (神土浦 を除く)	1. 漁業権 者は、外国 漁船により 漁獲された くろまぐろ を養殖用種 苗とし、ない ことを誓約 する書面を 当該漁業を 営む者に提 出させ、こ れに反した 場合は、そ の者の行 使を停止さ せなければならない。 2. 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖 の用に供す る生簀は、 天然種苗分 については 、直径20 メートルの 円形生簀6 台の規模を 超えてはな らない。ま た、免許番 号の異なる 別の区画漁 業権漁場か ら当該区画 漁業権漁場

に移動させられた種苗（以下、移送分とする。）については、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀17台の規模を超えてはならない。経営上必要な場合は、天然種苗の生簀の総面積が1,884平方メートル、移送分の生簀の総面積が5,829平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾

数は、移送分を除き、2,616尾を超えない。4. 人工種苗を活込んだではない。天然種苗が保たれず、経営に支障が出る等がない理由があり、生簀によつて天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認められた場限りではない。

長崎県告示第27号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和4年1月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 令和4年1月7日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
名 称 長崎県
所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 平戸市生月町壱部浦字浦方168番31、168番32、96番13、96番14、96番19、96番17及び96番18に至る地先公有水面
(2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
(3) 面 積 191.65平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
(1) 位 置 平戸市生月町壱部浦字浦方96番12、96番13、96番14、96番17、96番18、96番19、168番28、168番29、168番31、168番32及び168番36並びに同地先公有水面
(2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
(3) 面 積 4,805.09平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第28号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年1月18日

松浦港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和4年1月7日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
(1) 位置
長崎県松浦市星鹿町北久保免字玄道寺473番28から御厨町里免字平瀬828番1を経て同町里免字平瀬835番2に至る間の地先
(2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面積
335.62平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
令和元年5月8日
長崎県指令30港許第4号
- 6 閲覧場所

長崎県松浦市志佐町里免365
松浦市役所

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月18日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ネクステージ長崎店
長崎県長崎市赤迫三丁目7-25
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ネクステージ
愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ネクステージ 代表取締役 広田 靖治
愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年8月24日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,444平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物2階 14台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
なし
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側隔地 144.00平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物1階南側 12.08立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後7時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後7時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物2階西側 1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和3年12月23日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月18日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
新大工町地区第一種市街地再開発事業
長崎県長崎市新大工町100番地
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
新大工町地区市街地再開発組合
長崎県長崎市新大工町3-10
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジョイフルサンアルファ 代表取締役 富岡 徹也
長崎県長崎市江川町232 ほか未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年11月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,997平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物地下1階 48台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物地下1階北西側 15台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物地下1階北東側 97.97平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物地下1階北東側 20.70立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から翌午前0時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物1階南側 1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前0時から午後10時まで

2 届出年月日

令和3年12月23日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業 南島原2期地区）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月18日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業 南島原2期地区）
土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和4年1月18日から令和4年2月7日まで
- 縦覧場所
平日：南島原市役所有家庁舎、北有馬庁舎、口之津庁舎
土日祝日：南島原市役所有家庁舎宿直室、北有馬庁舎宿直室、口之津庁舎宿直室

交 通 局 公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年1月18日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 購入品目及び予定数量
軽油1,194キロリットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 調達方法 購入等
- 契約方式 一般競争入札
- 落札決定日 令和3年12月23日
- 落札者の氏名及び住所
（氏名）南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎
（住所）長崎市茂里町1番46号
- 落札価格 118,340円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 入札公告日 令和3年11月26日
- 落札方式 最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト